

令和8年度 保育園・認定こども園新規入園手続きのご案内

1. 保育園・認定こども園へ入園できる基準

児童の保護者が次のいずれかに該当し、保育の必要性が認められる場合

(1) 就労	仕事をしていて児童の保育ができない場合※1
(2) 妊娠・出産	妊娠中、または出産後間がなく児童の保育ができない場合※2
(3) 疾病・障がい	疾病・障がいのため児童の保育ができない場合
(4) 介護・看護	児童の家庭に長期にわたる病人や心身の障害者があり、その介護・看護にあたるため児童の保育ができない場合
(5) 家庭の災害	火災、風水害、地震などで、その家庭が被害を受け、復旧作業の間児童の保育ができない場合
(6) 求職活動	求職活動を継続的に行っており、児童の保育ができない場合※3
(7) 就学	各種学校に在学しており、児童の保育ができない場合※4

※1 就労認定条件…就労時間が月60時間以上かつ月15日以上

※2 出産予定月2か月前および出産月を含めた後3か月（最大5か月間）

※3 求職活動をするための期間限定入園（年度中3か月、就労後継続入園可能）

※4 就労認定条件と同様

2. 入園期間と保育利用時間

保護者の継続的な就労等により児童の保育が困難である場合は児童の就学前まで入園が可能です。

◎標準時間保育（11時間）…就労時間が月120時間以上の場合

（概ね午前7時から午後6時まで）

◎短時間保育（8時間）…就労時間が月120時間未満の場合、およびその他の事由

（概ね午前8時30分から午後4時30分まで）

保育利用時間は家庭の状況等により市が決定します。詳しくは、担当までお尋ねください。

3. 入園申込み受付期間と場所

本庁舎こども家庭課、分庁舎市民生活課または総合課の窓口で、午前8時30分から午後5時の時間内に受付を行います。

入園は毎月1日からとなります。入園を希望する前月の1日までに児童を同伴し、お申し込みください。**（例：5月入園希望の締切日→4月1日まで）**

なお、4月からの入園受付は毎年12月頃行います。希望施設の定員超過等の場合により、希望に添えないこともあります。

4. 入園申込みに必要な書類

- (1) 支給認定申請書一式 (2) 就労証明書、申立書等…児童の父母分が必要です。
(3) 児童の状況届 (4) 申請に関する確認票

- 令和6年1月2日以降にむつ市へ転入された方は、前住所地から発行される令和6年度の市町村民税（均等割・所得割）所得課税証明書が必要です。ただし、マイナンバーによる情報連携制度により、申請書にマイナンバーを記入いただくことで省略が可能です。
- 各家庭によって必要書類が異なることがありますので、詳しくは担当までお尋ねください。

5. 入園の決定

定員超過等の理由で、第1希望の保育園等に入園できない場合もございますので、第2・第3希望の保育園等も記入してください。

児童の家庭状況の聴取後、保育の必要性の高い児童から決定いたします。先着順ではありませんので、あらかじめご了承ください。入園が決定後、通知（承諾）書等を発送します。

入園決定後、保育園等と面談を行い、保育の流れ・送迎時間・準備するもの等の詳細を確認してください。

6. 入園の手続き（認定こども園）

利用調整の結果、認定こども園に入園する場合は、各園にて入園の手続きが必要です。この手続きが終了して、正式に園への入園が決定となります。

なお、保育園へ入園する場合は、別途入園の手続きは必要ありません。

7. 保育料

保育料（保育所利用料）は、原則として入園児童の世帯（原則として父母）の課税状況（市民税）及び児童の年齢により決定します。

(1) 保育料は、4月～8月分は令和7年度市民税額をもとに、9月～翌年3月分は令和8年度市民税額をもとに決定します。

(2) 児童2人が同時に入園する場合、2人目の児童が半額となります。

(3) 児童3人以上が同時に入園する場合、2人目の児童が半額、3人目以降の児童が無料になります。

※ただし、国の政策等により保育料が変更になった場合は、随時通知いたします。

8. 入園後の変更届

申込後または入園後に、家庭状況や就労状況等の変更があった場合は、必ず保育事務担当までお知らせください。ご連絡がない場合、変更手続きが円滑に行われず、不利益となることがあります。

◎家族構成の変更…婚姻、離婚、妊娠・出産、親族の同（別）居等

◎就労状況の変更…離職、転職、産前産後休暇、育児休暇、病気休暇等

◎家庭環境の変更…転居、電話番号（携帯電話番号）の変更等

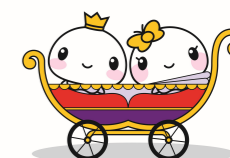
9. その他

- 保育園へ入園した場合の保育料の納付については、便利で納め忘れのない口座振替のご利用をお願いします。振替日は毎月末日（休日の場合は翌営業日）となります。ご利用になれる金融機関は下記のとおりです。振替を希望する金融機関でお申し込みください。

青森みちのく銀行 青森県信用組合
青い森信用金庫 東北労働金庫
ゆうちょ銀行 十和田おいらせ農業協同組合
東日本信用漁業協同組合

本店・全支店・全出張所が
ご利用になれます。

- 認定こども園、小規模保育施設へ入園した場合の保育料の納付については、入園施設にお問合せください。
- 保育料の滞納により、給与や預金等の差押えを行う場合もあります。また、継続入園に支障をきたす場合もあります。
- 利用料決定通知書・納付書・督促状等の通知は各施設からの配布となります。



保育の必要性確認書類一覧

事由	提出書類①	提出書類②	備考
就労 雇用主がある場合 (社員・パート等)	就労証明書 ※1	民生委員発行の 状況確認書、または 開業届、確定申告書 の写し※2	必要事項を雇用主から記入して もらいます。 就労証明書の「8 雇用形態」の 自営業主・自営業専従者・家族 従業者・内職のいずれかにチェック をしてください。
内職・個人事業主 (自営業の方)			
雇用主が同居親族 の場合			
農業・漁業に従事 している場合			
妊娠 出産	申立書	母子手帳の写し	申立書の「出産」欄について 必要事項を記入してください。
看護 介護 通院等	申立書	診断書、手帳・資格証 の写し	申立書の「看護」「介護」 又は「疾病障害」欄について 必要事項を記入してください。
就学	入学許可証、 在校証明書等	時間割等が分かる 書類	
求職活動	求職活動申告書	ハローワーク登録証の 写し等求職活動をしている ことが分かるもの	ハローワーク登録証がある 場合は添付してください。

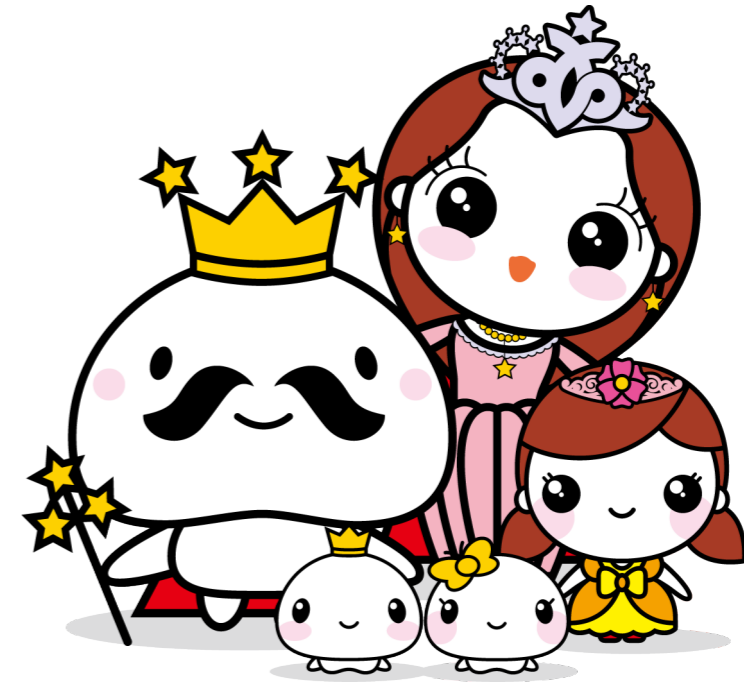
※1 就労証明書下段「追加的記載項目欄」に児童氏名・生年月日・施設名を記載のうえ、ご提出ください。

※2 既にきょうだいが入園しており提出済みの場合は不要です。

家庭状況確認書類等（該当者のみ提出をお願いします）

第3子以降の入所児童届	現在扶養している児童で、3人目以降の児童が入園を希望している場合に提出してください。
障害者手帳等資格証の写し	同居親族が所持している場合、写しを提出してください。保育料が軽減される可能性があります。
在校(在学)証明書	18歳以上の児童が大学、専門学校等に進学をしている。または、4月から入学を予定している場合は、該当児童の在校(在学)証明書を提出してください。保育料が軽減される可能性があります。

令和8年度5月以降 保育園・認定こども園 新規入園案内



むつ市こどもみらい部（福祉事務所）
こども家庭課 保育担当窓口
〒035-8686
むつ市中央一丁目8番1号
TEL0175-22-1111（内線 2523～2525）